新　年　号

第137号　2022年1月1日

発行人
一般社団法人四日市労働基準協会

四日市市西浦一丁目1－10
ＴＥＬ 059－353－3910
ＦＡＸ 059－352－1311

# 新年のご挨拶

一般社団法人四日市労働基準協会
山﨑　長徳

新年あけましておめでとうございます。
皆々様、新年をお迎えのこととお慶び申し上げます。
日頃は当協会の運営に格別のご理解とご協力を賜り、誠に有難うございます。
引き続き変わらぬご支援とご協力をお願い申し上げます。

昨年末にはようやくコロナウイルスが収束に向かいつつあり、コロナ前の生活に戻りつつあります。その中で、コロナウイルスが流行する前の2021年4月に働き方改革関連法案の一部が施行され、個々の事情に応じて多様で柔軟な働き方が自分で選択できるようになり、コロナ禍に突入したことにより一層働き方の変化が加速しました。

この働き方改革の実現が提唱された背景として、労働力人口が想定以上に減少したことが挙げられます。国立社会保障・人口問題研究所が発表した推計によると、生産年齢人口（15歳～64歳）は1995年の8700万人をピークに、2021年現在で7500万人、2050年には5000万人となり、このままでは国全体の国力・生産力低下が避けられないとして内閣が本格的に働き方改革に乗り出しました。その労働力不足の解消策として、①女性や高齢者等の働き手を増やす、②出生率を上げる、③労働生産性を上げること、が考えられます。

これらを実現するために、長時間労働の解消（36協定改定）、非正規と正社員の格差是正（同一労働同一賃金）、高齢者の就労促進（定年延長）を最重要課題として各社取組をおこなっておられると思います。今後さらに状況が厳しくなっていく中、各社の成功事例を参考にしながら、その会社の社風にマッチした施策を積極的に打ち出していくことが必要になっていくでしょう。

迎えた今年は寅年であります。

「寅」という文字には「まっすぐに伸ばす、引っ張る」という意味があり、家を表すうかんむり「宀」に、「矢」、ひきとめるという意味の「臾」を足して家の中で矢を両手でまっすぐに伸ばす様子を表しています。寅は十二支の3番目で、子年に新しい命が種の中で芽生えはじめ、丑年には種の中で育つがまだ伸びることができない。寅年は春が来て根や茎が生じて成長する時期、草木が伸び始める状態だとされています。

今年一年が成長の年、明るい年になりますこと、会員各位、皆様がご活躍され、発展されますことを祈念し、新年のご挨拶と致します。

## 謹賀新年

令和四年の新春にあたり謹んで新年のご挨拶を申し上げます。
会員皆様の益々のご隆昌を心からご祈念申し上げますとともに今後とも変わらぬご協力をお願い申し上げます。
令和四年元旦

会長　山﨑　長徳
副会長　伊藤　豊久
〃　下田　典史
理事　草川　嶺嗣
〃　岩間　英二
〃　渡邉　一陽
〃　馬場　剛志
〃　依田　英樹
〃　二井　悠介
〃　室橋　徹
〃　藤島　智文
〃　福留　清文
〃　木室　康弘
〃　山根　竜
〃　坂井　敏也
監事　池内　定光
〃　伊藤　裕人
事務局長　鍋島猪一郎
事務局　堀　めぐみ
〃　斉藤　悦子

# 新春を迎えて

四日市労働基準監督署長
松　田　　滋

謹んで新春のお慶びを申し上げます。旧年中は四日市労働基準協会員の皆様には、私ども労働行政の運営につきまして、格別の御理解、御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

昨年は記念すべき東京2020オリンピックが1年延期の末、無事、開催に至りましたが、新型コロナウイルス感染症拡大懸念の下、盛会とはならず、国際大会独特の興奮があまり感じられなかったのは少々残念に思います。しかしこのオリンピックばかりか、昨年はすべての行事や出来事が新型コロナウイルス感染症の影響を受けた1年でした。

今後も新たな変異株の動向が気になりますが、本年こそは、パンデミックによる行動制限が過去の出来事となるような社会になることを願うばかりです。

さて、管内の労働災害の状況についても、昨年は残念ながら職場における新型コロナウイルス感染症による被災者が多く発生したことが影響し、休業4日以上の死傷災害の総件数は一昨年から大幅に増加する結果となりました。

死亡災害についても、新型コロナウイルス感染症によるものとされる2件を含め、近年で最も多い10件（令和3年11月末現在）の発生となっています。

この死亡災害の増加について原因を捉えることは難しいのですが、墜落によって発生しているものが多くあることが1つの特徴です。

当署では、このような状況を受けとめ、昨年12月から本年1月にかけて、

**「年末年始労働災害防止対策強化期間」**

と位置づけ、墜落災害や転倒災害防止を中心に、各種の取り組み、働きかけを行っているところです。

墜落災害は、最も死亡災害につながる災害の一つですが、建設業における高所作業に限らず、あらゆる産業現場で墜落による危険な作業や場所は存在します。また、転倒災害も高年齢労働者を中心に骨折等により長期の休業となるケースもいくつか見られ、その防止対策も他の災害防止に劣らず重要となっています。

貴協会員の皆様には、改めてこのような災害につながりやすい作業や場所について、再点検をいただき、本年の無災害のスタートを切っていただきますようお願いいたします。

最後に、四日市労働基準協会の益々の御発展と会員皆様の御健勝を祈念申し上げ年頭の挨拶とさせていただきます。

# テレワークを有効に活用しましょう
## ～新型コロナウイルス感染症対策のためのテレワーク実施～

## テレワークの活用

「テレワーク」とは、インターネットなどのICTを活用し自宅などで仕事をする、時間や場所を有効に活用できる柔軟な働き方です。

**新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点からも、有効な働き方**です。

## テレワークの効果

### 企業のメリット

- ■非常時に感染リスクを抑えつつ、事業の継続が可能
- ■労働者の通勤負担の軽減が図れる
- ■優秀な人材の確保や、雇用継続につながった
- ■資料の電子化や業務改善の機会となった

### 労働者のメリット

- ■通勤の負担がなくなった
- ■外出しなくて済むようになった
- ■家族と過ごす時間や趣味の時間が増えた
- ■集中力が増して、仕事の効率が良くなった

### 導入の流れ

1. 実施に向けての検討（業務・対象者・費用負担）
2. セキュリティのチェック
3. 労使によるルールの確認（労務管理）
4. 作業環境のチェックなど

## 参考ホームページ等
（ホームページから資料がダウンロードできます）

**「テレワーク総合ポータルサイト」**
テレワーク全般に関する様々な情報を網羅しているページ

https://telework.mhlw.go.jp/

**パンフレット「テレワークの適切な導入及び実施の推進のためのガイドライン」**

テレワークの導入をわかりやすく解説したパンフレット
https://www.mhlw.go.jp/content/000828987.pdf

# 金属アーク溶接等作業について（法改正等のお知らせ）

**溶接ヒュームが、新たに特定化学物質障害予防規則（特化則）の特定化学物質として追加されました。**

令和３年４月１日から改正特化則等が施行・適用されています（一部経過措置があります。）。

## 1　施行日・経過措置

### （1）金属アーク溶接等作業を継続して屋内作業場で行う場合

| 規制の内容 | 2021(令和3)年 | | | | 2022(令和4)年 | | | | 2023(令和5)年 | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | 1月 | 4月 | 7月 | 10月 | 1月 | 4月 | 7月 | 10月 | 1月 | 4月 | 7月 | 10月 |
| 溶接ヒュームの濃度測定・呼吸用保護具の使用等 | ・現に、継続して金属アーク溶接等作業を行っている屋内作業場は、令和４年３月31日までに溶接ヒュームの濃度の測定を行う必要があります。<br>※測定を行った場合、「換気風量の増加その他必要な措置」を講じていただく必要があります。<br>・現時点でも、粉じん則の規定により、金属アーク溶接等作業に従事する労働者に、有効な呼吸用保護具を使用させなければなりません。<br>・令和４年４月１日以降、特化則と粉じん則に基づく防じんマスクについては、いずれか防護性能の高い方を使用しなければなりません。 | | | | 溶接ヒュームの濃度測定 (4/1～) | | | | | | | |
| | | | | | 換気風量の増加その他必要な措置 (4/1～) | | | | | | | |
| | | | | | 再度の溶接ヒュームの濃度測定 (4/1～) | | | | | | | |
| | | | | | 呼吸用保護具の選択･使用 (4/1～) | | | | | | | |
| | | | | | | | | | フィットテストの実施 (4/1～) | | | |
| 特定化学物質作業主任者の選任 | | | | | 選任義務 (4/1～) | | | | | | | |
| 全体換気の実施<br>特殊健康診断の実施<br>その他必要な措置 | 実施義務 (4/1～) | | | | | | | | | | | |

### （2）金属アーク溶接等作業を屋外作業場等で行う場合

| 規制の内容 | 2020(令和2)年 | | | | 2021(令和3)年 | | | | 2022(令和4)年 | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | 1月 | 4月 | 7月 | 10月 | 1月 | 4月 | 7月 | 10月 | 1月 | 4月 | 7月 | 10月 |
| 呼吸用保護具の使用等 | **特化則**に基づく呼吸用保護具の使用の義務化前から**粉じん則**の規定により、労働者に有効な呼吸用保護具を使用させなければなりません。 | | | | | | | | 呼吸用保護具の選択･使用(4/1～) | | | |
| 特定化学物質作業主任者の選任 | | | | | | | | | 選任義務 (4/1～) | | | |
| 全体換気の実施<br>特殊健康診断の実施<br>その他必要な措置 | | | | | 実施義務(4/1～) | | | | | | | |

## 2　改正特定化学物質障害予防規則に関するＱ＆Ａ

**Ｑ1**　「屋内作業場」とはどのような作業場か。

**Ａ1**　以下のいずれかに該当する作業場をいいます。

・作業場の建屋の側面の半分以上にわたって壁、羽目板その他のしゃへい物が設けられている場所

・ガス、蒸気または粉じんがその内部に滞留するおそれがある場所

**Ｑ2**　常時金属アーク溶接作業を行わないような場合でも「特定化学物質及び四アルキル鉛等作業主任者技能講習」を修了した者のうちから作業主任者の選任が必要か。

**Ａ2**　作業主任者の選任は対象の作業頻度の程度による例外は設けておらず、アーク溶接作業に労働者を従事させる場合は、選任が必要となります。

**Ｑ3**　金属アーク溶接作業者には、じん肺健康診断だけでなく、特殊健康診断の義務も課されるのか。

**Ａ3**　金属アーク溶接等作業に常時従事する労働者に対しては、作業場所が屋内・屋外であるかにかかわらず、じん肺健康診断に加え、改正特化則に基づき、医師による特殊健康診断を行うことが義務付けられています（令和３年４月１日から）。

改正内容やＱ＆Ａについて、詳しくは、三重労働局のホームページ等をご確認ください。

## 「年末年始労働災害防止対策強化期間」について

四日市労働基準監督署では、管内の労働災害が増加していることを受け、**令和３年１２月１日から令和４年１月３１日までを「年末年始労働災害防止対策強化期間」**として、労働災害防止の徹底をお願いしています。

詳しくは、当協会のホームページをご確認ください。

**令和３年　労働災害発生状況（死亡者数及び休業４日以上の死傷者数）**

四日市労働基準監督署
令和３年11月末現在

| 業種＼年別 | 令和２年 | | 令和３年 | | 対前年比 | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | | | 死亡 | | 死傷 | |
| | 死亡者数 | 死傷者数 | 死亡者数 | 死傷者数 | 人数 | % | 人数 | % |
| **合計** | **4** | **579** | **10** | **702** | **＋6人** | **＋150.0%** | **＋123人** | **＋21.2%** |
| 製造業 | | 134 | 2 | 196 | ＋2人 | | ＋62人 | ＋46.3% |
| 鉱業 | | 5 | | 1 | | | －4人 | －80.0% |
| 建設業 | 3 | 75 | 3 | 84 | ±0人 | ±0.0% | ＋9人 | ＋12.0% |
| 運輸業 | 1 | 109 | 2 | 123 | ＋1人 | ＋100% | ＋14人 | ＋12.8% |
| 第一次産業 | | 11 | | 8 | | | －3人 | －27.3% |
| 第三次産業等 | | 245 | 3 | 290 | ＋3人 | | ＋45人 | ＋18.4% |

資料出所　四日市労働基準監督署「死亡災害報告・労働者死傷病報告」　注：死亡者数は内数であらわしたもの。

# 最低賃金が改定されました

| 三　重　県　最　低　賃　金 | | | |
|---|---|---|---|
| **時間額 902 円（令和3年 10 月1日発効）** | | | |
| **特定（産業別）最低賃金** | | | 効力発生日 |
| 三重県ガラス・同製品製造業最低賃金 | 時間額 | **923 円** | 令和 3 年 12 月 21 日 |
| 三重県電線・ケーブル製造業最低賃金 | 時間額 | **942 円** | 令和 3 年 12 月 21 日 |
| 三重県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金 | 時間額 | **927 円** | 令和 3 年 12 月 21 日 |
| 三重県建設機械・鉱山機械製造業、自動車・同附属品製造業、船舶製造・修理業、舶用機関製造業、産業用運搬車両・同部分品・附属品製造業、その他の輸送用機械器具製造業最低賃金 | 時間額 | **962 円** | 令和 3 年 12 月 21 日 |

※「三重県銑鉄鋳物、可鍛鋳鉄、鋳鉄管製造業最低賃金」、「三重県一般機械器具製造業最低賃金」、「三重県洋食器・刃物・手道具・金物類製造業最低賃金」が適用される労働者については、三重県最低賃金（時間額 902 円）の金額以上の賃金を支払わなければなりません。

## 脳・心臓疾患の労災認定基準を改正しました

（令和3年9月改正）

厚生労働省は、脳・心臓疾患の労災認定基準を改正し、「血管病変等を著しく増悪させる業務による脳血管疾患及び虚血性心疾患等の認定基準」を新たに定めています。

**認定基準改正の概要**

- ■ 長期間の過重業務の評価に当たり、労働時間と労働時間以外の負荷要因を総合評価して労災認定することを明確化
- ■ 長期間の過重業務、短期間の過重業務の労働時間以外の負荷要因を見直し
- ■ 短期間の過重業務、異常な出来事の業務と発症との関連性が強いと判断できる場合を明確化
- ■ 対象疾病に「重篤な心不全」を追加

⇒ 脳・心臓疾患の労災補償について詳しい情報は、四日市労働基準監督署労災課（059-351-1661）までお問合せください。

**～労働保険未手続事業一掃強化期間　（令和3年11月1日から30日まで）～**

例年、11月1日から30日までの1ヵ月を「労働保険適用促進強化期間」と定め、労働保険制度に関する広報活動及び加入勧奨活動等を実施しておりますが、今年度は「労働保険未手続事業一掃強化期間」と名称変更しております。

## ■■　講習・教育　■■

| 開催月日 月 | 開催月日 日 | 種　別 | 修了者数（　）内申込定員 |
|---|---|---|---|
| 10 | 4 | 低圧電気取扱業務特別教育 | 43 |
| | 12～13 | 職長等教育［建設業を除く］ | 23 |
| | 22～24 | アーク溶接等業務特別教育 | 14 |
| | 26 | フルハーネス型安全帯使用作業特別教育 | 27 |
| 11 | 9～10 | 安全衛生推進者養成講習 | 15 |
| | 12～13 | 産業用ロボットの教示等の業務特別教育 | 30 |
| | 20 | 自由研削用といしの取替え等業務特別教育 | 25 |
| | 25～26 | 職長等教育［建設業を除く］ | 25 |
| | 30 | フルハーネス型安全帯使用作業特別教育 | 45 |
| 12 | 1 | フォークリフト運転業務従事者安全衛生教育 | 63 |
| | 3･5 | クレーン運転業務特別教育 | 37 |
| | 7 | 特定粉じん作業従事者特別教育 | 30 |
| | 9～10 | 安全管理者選任時研修 | 25 |
| | 14～15 | 職長等教育［建設業を除く］ | 26 |
| | 17～18 | 産業用ロボットの教示等の業務特別教育 | 30 |
| | 21 | KYT実践研修 | 24 |
| 令和4年/1 | 18～19 | 職長・安全衛生責任者教育 | 締切 |
| | 21～22 | 産業用ロボットの教示等の業務特別教育 | 締切 |
| | 27 | フルハーネス型安全帯使用作業特別教育 | 締切 |
| 2 | 1 | 低圧電気取扱業務特別教育 | (60) |
| | 3 | KYT実践研修 | (24) |
| | 5 | 自由研削用といしの取替え等業務特別教育 | (25) |
| | 8～9 | 職長等教育［建設業を除く］ | (24) |
| | 15～16 | 安全管理者選任時研修 | (30) |
| | 18～20 | アーク溶接等業務特別教育 | (30) |
| | 24 | フォークリフト運転業務従事者安全衛生教育 | (80) |
| 3 | 1～2 | 職長等教育［建設業を除く］ | (24) |
| | 4･6 | クレーン運転業務特別教育 | (40) |
| 4 | 4･5･6･7 | 新入者安全衛生教育 | (180) |
| | 22 | 熱中症予防対策労働衛生教育 | (30) |
| | 23 | 自由研削用といしの取替え等業務特別教育 | (30) |
| | 25 | KYT実践研修 | (24) |
| | 27～28 | 職長等教育［建設業を除く］ | (32) |

## ■■　協会のうごき　■■

| 開催月日 月 | 開催月日 日 | 事　項 | 場　所 |
|---|---|---|---|
| 10 | 6 | 三重県産業安全衛生大会 | 式典は中止 |
| | 15 | 総務委員会（第2回） | 当協会会議室 |
| | 19 | 理事会（第3回） | 当協会会議室 |
| 11 | 2 | 正副委員長会議（第3回） | 当協会会議室 |
| | 〃 | 編集委員会（第3回） | 当協会会議室 |
| | 16 | 四日市地方産業安全衛生大会＆優良勤労者表彰式 | 式典は中止 |
| 令和4年/1 | 13 | 経営セミナー | 当協会会議室 |
| | 17 | 安全祈願・賀詞交換会 | 伊勢神宮（関係者のみ） |
| | 25 | 安全衛生セミナー（第3回） | 当協会会議室 |
| 2 | 2 | 正副委員長会議（第4回） | 当協会会議室 |
| | 〃 | 編集委員会（第4回） | 当協会会議室 |
| | 22 | 労務管理講習会 | 当協会会議室 |
| 4 | 15 | 会計監査 | 当協会応接室 |
| | 18 | 総務委員会(2022年度第1回) | 当協会会議室 |
| | 19 | 安全衛生委員会(2022年度1回) | 当協会会議室 |
| | 21 | 理事会（2022年度第1回） | 当協会会議室 |

### 令和3年度　安全・衛生優良事業場表彰及び個人表彰

**◆2021年度（一社）四日市労働基準協会長表彰**（敬称略）

**《安全衛生優良事業場表彰》**

住友電装株式会社四日市製作所
ホンダオートボディー株式会社

**《安全衛生功績者表彰》**

青木　健一　（KHネオケム株式会社四日市工場）
石川　博康　（株式会社中部プラントサービス）
岩野　淳作　（昭永工業株式会社）
駒田　利秋　（(一社）四日市労働基準協会　講師）
田中　慶一　（御在所ロープウエイ株式会社）
二井　悠介　（東洋化工機株式会社）
早川　光城　（四日市海運株式会社）
藤森　　聡　（中日本建設株式会社）

**《優良勤労者表彰》**

水野　正樹（阿倉川運送株式会社）ほか151名

**◆厚生労働省労働基準局長無災害記録証受賞事業場**

キオクシア株式会社四日市工場
（種別：第三種　樹立時間：1,580万時間
　　無災害期間：R元.9.29～R2.8.16）

**◆令和3年度中央労働災害防止協会　緑十字賞受賞者**

瀬戸　弘三　（(一社）四日市労働基準協会　講師）

会員事業場のご紹介

# 『働く全ての人が「安全（Safety）」で「健康（Health）」に そして活き活きと働くために』

キオクシア株式会社　四日市工場

## 1、はじめに

キオクシア株式会社　四日市工場は、半導体メモリ製品の生産拠点として1992年に設立されました。

設立当初はDRAMの生産を行っていましたが、2002年からNAND型フラッシュメモリの生産を開始し、更に次世代半導体の研究・開発等を行っています。フラッシュメモリは、スマートフォンやパソコン、サーバーだけでなく、ゲーム機や自動車、医療機器など、様々な製品に情報を「記憶」するためのストレージ部品として使用され、世界中の人々にとって欠かすことのできない存在となっています。社名の「キオクシア」は、日本語の「記憶」"KIOKU"とギリシャ語で「価値」を意味する"AXIA"（アクシア）」を組み合わせた造語で、人々や社会が生み出す「記憶」で新しい「価値」を創り出し、「記憶」で世界をおもしろくする、という思いが込められています。

## 2、安全活動のご紹介

**"ISO45001 認証取得（2021年1月）"**

労働安全衛生マネジメントシステムに基づき、リスクアセスメントによる安全健康リスクの低減と管理および法令等の遵守管理を継続的に行い、昨年ISO45001を認証取得しました。また、従業員の安全意識向上を図るため職場小集団による改善活動や危険に対する感受性を高める安全体感教育（訓練）を実施しています。

**"ビジネスパートナー安全管理支援の推進"**

ビジネスパートナーの構内作業における安全管理について積極的に支援を行っています。特に当工場独自の各種ライセンス（職長・電気・ガス）認定制度により、安全のプロフェッショナルを養成・支援しています。

## 3、健康管理活動の紹介

**"三重とこわか健康経営カンパニー認定（2020年7月）"**

社内にTHP※専門委員会、MHP※専門分科会を設置し従業員の健康づくりに積極的に取り組んでいますが、「誰もが健康的に暮らせる"とこわかの三重"」の実現に向けた活動などが評価され、「三重とこわか健康経営カンパニー」に認定されました。

健康管理を経営的な課題と捉え、戦略的・計画的に取り組み、従業員の活力向上や職場の活性化を推進しています。

※THP：Total Health Promotion Plan、MHP：Mental Health Promotion Plan

## 4、おわりに

当工場で働く全ての人が、「安全（Safety）」で「健康（Health）」にそして活き活きと働くために、安全健康は全てに優先することを全従業員と共有し、真の安全健康文化の醸成に向けて日々取り組んでいます。